

鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）及び運転免許証返納者を対象とした路線バス定期券の割引販売を行う事業者に対して当該割引相当額を補助することにより、高齢者及び運転免許証返納者が公共交通機関を積極的に利用して安心して外出できる環境の醸成に資することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取市内を運行する路線バスの事業者が発行する路線バス定期券を高齢者及び運転免許証返納者に対し、正規の価格の5割引で販売する事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、鳥取市内を運行する路線バスの事業者であって、補助対象事業を実施する者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、補助対象者が路線バス定期券の割引を行った額（路線バス定期券を割引して販売した後に当該路線バス定期券の払戻しが行われた場合は、その払い戻された路線バス定期券の払戻し時における割引額に相当する額を控除した額）とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 収支予算書

2 本補助金の交付の申請は、補助対象事業を実施しようとする年度ごとに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の規定により、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(概算払)

第10条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に定める実績報告書は、補助対象事業を完了し、中止し、若しくは廃止した日から起算して30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第2号）

(2) 収支決算書

- (3) 路線バス定期券を購入しようとする者が提出した購入申請書
- (4) 路線バス定期券を払い戻そうとする者が提出した払戻申請書
- (5) その他市長が必要と認める資料等
(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年12月3日から施行する。

事業者名 _____

鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金事業計画書

1 事業実施予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 事業実施計画

路線バス定期券

定期券の種類 a	販売予定枚数 B	販売予定額 $c=a \times B$	割引額 (補助申請額) $d=c \times 0.5$
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
合 計	枚	円	円

事業者名 _____

鳥取市高齢者等公共交通利用支援事業費補助金事業報告書

1 事業実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 事業内訳

路線バス定期券

定期券の種類 a	販売枚数 b	販売額 c=a×b	割引額 d=c×0.5
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
	枚	円	円
合 計	枚	円	円

定期券の券面額	払戻しに係る払戻額算定対象日数	払戻しに係る割引相当額 e
	日	円
	日	円
	日	円
	日	円
	日	円
合 計	日	円

d - e _____ 円